

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受 理 日	
× 許可番号	

## 猟銃等工場等移転許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
代表者名

下記の通り猟銃等の工場(事業場・店舗)の移転の許可を受けたいので、申請します。

工場(事業場・店舗)の 名称および所在地	
移転後の工場(事業場・店 舗)の名称および所在地	
移 転 す る 理 由	
移転後の工場(事業場・店 舗)における製造のための 設備の概要および保管の ための設備の明細	
移転の完了の予定期日	
猟銃等の製造(販売)の 事業の許可番号	

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

(別紙)

## 事業計画書

所在地	TEL ( )
代表者	TEL ( )
名称	
製造(販売)する 猟銃等の種類	
製造(販売)するための 設備の内容	
製造の方法 月間販売予定数	
主な販売先 主な猟銃等の仕入れ先	
従業員数と従業員名	

不要部分を2本線で消すこと

## 猟銃等保管計画書（例）

- 1 猟銃等は別添図面のとおり、店舗内に設置した保管庫に必ず保管します。
- 2 保管庫は別添図面のとおり、警報装置を取り付けた鋼板製の保管庫及び陳列ケースを使用します。
- 3 保管庫に保管する猟銃等（最大保管予定数量）  
収容能力以上の銃は、在庫保管しません。
- 4 警報・警鳴装置
  - （1）形式（型式）
  - （2）接点設置場所
  - （3）設置場所（警報装置の取り付け位置）
  - （4）配線  
別添、事業場内の見取り図及び保管庫の図面のとおり。
- 5 非常時の通報体制
  - ア 地元警察署  
名称  
住所  
電話
  - イ 警備会社（民間通報者）  
名称  
住所  
電話
- 6 その他
  - ア 盗難等に十分注意し、必要以外の保管庫は常に施錠しておきます。  
また、店舗内が無人になるときは店舗への入口各所は施錠し、警報・警鳴装置を必ずセットします。
  - イ 猟銃等の出し入れは管理者及び従業員以外は行いません。また、関係者以外の前で不必要な出し入れは行いません。
  - ウ 猟銃の管理には常に注意を図り、その出入りについては必ず帳簿に記載します。
  - エ 従業員以外の出入り口は1カ所とし、常に監視できるようにします。
  - オ 従業員には、盗難予防等保安教育を徹底します。

## 千葉県収入証紙貼付用紙

金 額	申 請 の 種 類	整 理 番 号
金 , 円	猟銃等工場等移転許可	
申 請 年 月 日	申 請 者 の 住 所 ・ 事 業 所 名 ( 氏 名 )	
年 月 日		
証 紙 貼 付 欄		
	こ の 欄 に は 貼 付 し な い こ と	こ の 欄 に は 貼 付 し な い こ と

- 注 意
- 1 収入証紙は割印しないこと。
  - 2 の欄は記入しないこと。
  - 3 収入証紙売場は中庁舎地下1階売店にあります。